



3	株式会社and Agri (B,C)	大山町下甲字矢ハギ 1408 大山町赤坂字東田 933 大山町赤坂字東田 934	田 田 田	1,890.00 228.00 1,217.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	4年 11か月 令和04年05月01日 令和09年03月31日	20,000円/3筆	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
4	谷 信明	大山町押平字西榎田 1173 大山町大塚字西千歳 1588-2 大山町大塚字殿信 1396 大山町富長字下釈迦堂 1933 大山町富長字上釈迦堂 1961 大山町富長字同道 2000 大山町門前字下ビワ田 1342	田 田 田 田 田 田 田	1,325.00 815.00 2,420.00 2,650.00 3,260.00 3,180.00 2,510.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	5年 0か月 令和04年05月01日 令和09年04月30日	玄米150kg/3筆  玄米300kg/4筆	物納	—
5	谷 信明	大山町大塚字松枝 1629	田	2,867.00	賃借権 水田	4年 11か月 令和04年05月01日 令和09年03月31日	3,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
6	株式会社 諸遊農場 (B,C)	大山町稲光字宮脇 1005-1 大山町稲光字宮脇 1005-2 大山町稲光字宮脇 1006-1 大山町稲光字宮脇 1006-2 大山町唐王字鳥居田 911-1 大山町唐王字鳥居田 911-2	田 田 田 田 田 田 田	473.00 2,430.00 2,482.00 404.00 692.00 2,191.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	4年 11か月 令和04年05月01日 令和09年03月31日	3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
				3 件 計 3,335.00					
				7 件 計 16,160.00					
				1 件 計 2,867.00					
				6 件 計 8,672.00					

7	株式会社 諸遊農場 (B,C)	大山町清原字大仙原 403-1 大山町唐王字大窪田 787-1	田 678.00 田 1,383.00  2 件 計 2,061.00	使用貸借 水田 使用貸借 水田	4年 11か月 令和04年05月01日 令和09年03月31日	0 0	-	-
8	株式会社 諸遊農場 (B,C)	大山町安原字綿帽子 905 大山町安原字綿帽子 906-1 大山町安原字綿帽子 906-2 大山町安原字綿帽子 906-3	田 2,779.00 田 790.00 田 1,032.00 田 1,280.00  4 件 計 5,881.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	9年 11か月 令和04年05月01日 令和14年03月31日	3,000 3,000 3,000 3,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	-
9	株式会社 諸遊農場 (B,C)	大山町安原字細道 839 大山町稲光字下河原 809 大山町稲光字寺ノ上 931 大山町稲光字里坊 1100	田 3,115.00 田 1,655.00 田 806.00 田 1,602.00  4 件 計 7,178.00	使用貸借 水田 使用貸借 水田 使用貸借 水田 使用貸借 水田	9年 11か月 令和04年05月01日 令和14年03月31日	0 0 0 0	-	-
10	梅實 茂之	大山町稲光字宮脇 997 大山町稲光字上庵田 895 大山町妻木字上美光 1133 大山町清原字出口 445 大山町清原字出口 446 大山町清原字新田原 421 大山町清原字新田原 423 大山町清原字水尻 457 大山町清原字水尻 464	田 2,939.00 田 1,821.00 田 1,504.00 田 1,652.00 田 1,807.00 田 2,063.00 田 2,923.00 田 1,585.00 田 100.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	4年 11か月 令和04年05月01日 令和09年03月31日	2,000 5,000 5,000 3,500 3,500 5,000 5,000 3,500 5,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	-

大山町清原字水尻 465	田	3,114.00	賃借権 水田	5,000
大山町清原字水尻 466-1	田	1,943.00	賃借権 水田	5,000
大山町清原字水尻 466-2	田	1,200.00	賃借権 水田	5,000
大山町清原字前田 286-1	田	1,663.00	賃借権 水田	5,000
大山町清原字前田 479-1	田	1,598.00	賃借権 水田	5,000
大山町清原字村屋敷 167	田	909.00	賃借権 水田	2,000
大山町清原字大仙原 390	田	2,301.00	賃借権 水田	5,000
大山町清原字大仙原 391	田	700.00	賃借権 水田	5,000
大山町清原字大仙原 394	田	650.00	賃借権 水田	5,000
大山町清原字大仙原 395	田	2,335.00	賃借権 水田	5,000
大山町清原字大仙原 399-1	田	1,104.00	賃借権 水田	2,000
大山町清原字大仙原 411	田	861.00	賃借権 水田	5,000
大山町清原字大仙原 415-1	田	602.00	賃借権 水田	5,000
大山町清原字大仙原 415-2	田	2,350.00	賃借権 水田	5,000
大山町清原字大仙原 415-3	田	170.00	賃借権 水田	5,000
大山町清原字大仙原 416	田	2,303.00	賃借権 水田	5,000
大山町清原字大仙原 417	田	900.00	賃借権 水田	5,000
大山町清原字南田 440	田	3,011.00	賃借権 水田	3,000
大山町清原字本堂 492-1	田	1,256.00	賃借権 水田	5,000
大山町清原字本堂 492-2	田	1,805.00	賃借権 水田	5,000
大山町清原字本堂 493-1	田	3,028.00	賃借権 水田	5,000
大山町唐王字大窪田 782	田	2,683.00	賃借権 水田	2,000
大山町唐王字大窪田 783	田	283.00	賃借権 水田	2,000
大山町唐王字大窪田 784	田	2,890.00	賃借権 水田	2,000
大山町唐王字大窪田 785	田	2,566.00	賃借権 水田	2,000



13	株式会社 Green Farm Village	大山町八重字来别当 909 大山町八重字来别当 910-1 大山町八重字来别当 910-2	田 田 田	215.00 2,020.00 795.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	4年 11か月 令和04年05月01日 令和09年03月31日	500円/3筆	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
				3 件 計 3,030.00					
14	株式会社 Green Farm Village	大山町八重字上後山 1227	畑	1,340.00	使用貸借 普通畑	1年 11か月 令和04年05月01日 令和06年03月31日	0	—	奥田 国雄
				1 件 計 1,340.00					
15	赤川 進 (A)	大山町栄田字堤東筋 627-5	畑	1,554.00	賃借権 普通畑	0年 11か月 令和04年05月01日 令和05年03月31日	5,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
				1 件 計 1,554.00					
16	岡崎 悠一 (A)	大山町赤坂字井手領 1177 大山町赤坂字荒神ノ木 1000-1 大山町赤坂字荒神ノ木 1000-2 大山町赤坂字前沢 963 大山町赤坂字前沢 964 大山町赤坂字前河原 1163 大山町赤坂字蔵内田 1129 大山町赤坂字蔵内田 1131	田 田 田 田 田 田 田	2,011.00 1,000.00 2,299.00 970.00 971.00 1,292.00 2,125.00 1,332.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	4年 11か月 令和04年05月01日 令和09年03月31日	15,000円/1筆 30,000円/2筆 10,000円/2筆 40,000円/3筆	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
				8 件 計 12,000.00					

17	田中 喬 (A)	大山町加茂字ヨゴロ 3660 大山町高橋字経塚 1507 大山町高橋字経塚 1508 大山町高橋字経塚 1509 大山町松河原字焼ヶ平ル 1967 大山町松河原字尾原 1857 大山町松河原字尾原 1861	畑 畑 畑 畑 畑 畑 畑 畑	5,696.00 8,915.00 17,058.00 14,424.00 2,925.00 2,167.00 12,007.00	賃借権 普通畑 賃借権 普通畑 賃借権 普通畑 賃借権 普通畑 賃借権 普通畑 賃借権 普通畑	5年 0か月 令和04年05月01日 令和09年04月30日	1,000 1,000 1,000 1,000 1,000 1,000 1,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
				7 件 計 63,192.00					
18	近藤 崇史 (A)	大山町加茂字ヨゴロ 3658 大山町松河原字逢坂横手 2321-1 大山町松河原字岩伏 1919 大山町松河原字岩伏 1922 大山町松河原字岩伏 1929 大山町松河原字尾原 1906 大山町松河原字尾原 1909	畑 畑 畑 畑 畑 畑 畑 畑	5,865.00 3,672.00 14,787.00 3,635.00 3,272.00 17,421.00 7,764.00	賃借権 普通畑 賃借権 普通畑 賃借権 普通畑 賃借権 普通畑 賃借権 普通畑 賃借権 普通畑	5年 0か月 令和04年05月01日 令和09年04月30日	1,000 1,000 1,000 1,000 1,000 1,000 1,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
				7 件 計 56,416.00					
19	鷲見 忠道 (A)	大山町富長字下釈迦堂 1928 大山町富長字澤田 2019	田 田	844.00 3,034.00	賃借権 水田 賃借権 水田	4年 11か月 令和04年05月01日 令和09年03月31日	玄米30kg/1筆 玄米90kg/1筆	物納	—
				2 件 計 3,878.00					
20	齋藤 博明 (A)	大山町高田字竹辺 2982 大山町大塚字三反田 1345	田 田	3,393.00 2,931.00	賃借権 水田 賃借権 水田	5年 0か月 令和04年05月01日 令和09年04月30日	10,000 10,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
				2 件 計 6,324.00					

21	真島 裕樹 (A)	大山町門前字大ヨゴ 1511	畑 785.00  1 件 計 785.00	賃借権 普通畑	4年 11か月 令和04年05月01日 令和09年03月31日	5,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
22	田草 健二 (A)	大山町門前字持谷 1523 大山町門前字持谷 1524	畑 8,342.00 畑 9,897.00 (内 3,000.00)  2 件 計 18,239.00 (内 11,342.00)	賃借権 普通畑 賃借権 普通畑	9年 11か月 令和04年05月01日 令和14年03月31日	5,000 5,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
23	角田 博資 (A)	大山町門前字東持谷 1545	畑 7,339.00  1 件 計 7,339.00	賃借権 普通畑	9年 11か月 令和04年05月01日 令和14年03月31日	5,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
24	株式会社 大山キララファーム (A,B,C)	大山町門前字持谷 1525 大山町門前字持谷 1526 大山町門前字東持谷 1550	畑 4,196.00 畑 3,102.00 畑 2,020.00  3 件 計 9,318.00	賃借権 普通畑 賃借権 普通畑 賃借権 普通畑	4年 11か月 令和04年05月01日 令和09年03月31日	5,000 5,000 5,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
25	岡田 浩司 (A)	大山町妻木字貝水 1221 大山町妻木字貝水 1222	田 1,429.00 田 890.00  2 件 計 2,319.00	賃借権 水田 賃借権 水田	4年 11か月 令和04年05月01日 令和09年03月31日	玄米30kg/2筆	物納	—

26	國吉 美貴	大山町妻木字坪根垣 1309-1 大山町妻木字八幡前 1260	田 田  2 件 計 4,691.00	2,965.00 1,726.00	貸借権 水田 貸借権 水田	4年 9か月 令和04年05月01日 令和09年01月31日	9,000円/1筆 5,000円/1筆	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
27	國吉 美貴	大山町妻木字坪根垣 1310-1 大山町妻木字坪根垣 1311-1 大山町妻木字馬渡り 1192 大山町荘田字上ノ田 842 大山町荘田字上ノ田 843-1 大山町荘田字上ノ田 843-2	畑 田 田 田 田 田 6 件 計 5,362.00	722.00 184.00 3,036.00 481.00 841.00 98.00	使用貸借 普通畑 使用貸借 水田 使用貸借 水田 使用貸借 水田 使用貸借 水田	9年 9か月 令和04年05月01日 令和14年01月31日	0 0 0 0 0 0	—	—
28	鶴井 正人 (A)	大山町國信字倉垣 764-1	畑  1 件 計 745.00	745.00	貸借権 普通畑	5年 0か月 令和04年05月01日 令和09年04月30日	8,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
29	吉田 弘司	大山町豊房字草谷 2682-1	畑  1 件 計 7,138.00 (内 4,000.00)	7,138.00 (内 4,000.00)	貸借権 普通畑	8年 7か月 令和04年05月01日 令和12年12月09日	1,550	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
30	野口 昌作 (A)	大山町東積字寺ノ前 994 大山町東積字寺ノ前 995 大山町東積字寺ノ前 996 大山町東積字森ノ口 979 大山町東積字森ノ口 980	田 田 田 田 田 5 件 計 8,181.00	2,770.00 2,503.00 206.00 722.00 1,980.00	使用貸借 水田 使用貸借 水田 使用貸借 水田 使用貸借 水田 使用貸借 水田	2年 11か月 令和04年05月01日 令和07年03月31日	0 0 0 0 0	—	—

31	野口 昌作 (A)	大山町東積字寺ノ前 993	田 2,345.00  1 件 計 2,345.00	使用貸借 水田	4年 11か月 令和04年05月01日 令和09年03月31日	0	-	-
32	真島 英雄 (A)	大山町加茂字海道 3503 大山町門前字キダ橋 1481	田 527.00 田 2,078.00  2 件 計 2,605.00	使用貸借 水田 使用貸借 水田	5年 0か月 令和04年05月01日 令和09年04月30日	0 0	-	-
33	荒松 将志 (A)	大山町西坪字下別所谷 1819 大山町西坪字上小行谷 1734 大山町名和字中大谷 2010	田 1,034.00 田 2,027.00 田 1,259.00  3 件 計 4,320.00	使用貸借 水田 使用貸借 水田 使用貸借 水田	9年 11か月 令和04年05月01日 令和14年03月31日	0 0 0	-	-
34	株式会社 D'sプランニング (A,B,C)	大山町名和字木ノ下 2089 大山町名和字木ノ下 2090-1	田 2,529.00 田 1,286.00  2 件 計 3,815.00	使用貸借 水田 使用貸借 水田	2年 0か月 令和04年05月01日 令和06年04月30日	0 0	-	-
35	青木 美伸 (A)	大山町所子字三反田 373 大山町所子字三反田 378-1 大山町所子字三反田 379 大山町所子字片吹 344	田 1,293.00 田 267.00 田 1,369.00 田 2,095.00  4 件 計 5,024.00	使用貸借 水田 使用貸借 水田 使用貸借 水田 使用貸借 水田	5年 1か月 令和04年05月01日 令和09年05月31日	0 0 0 0	-	-
36	松田 勇逸 (A)	大山町所子字下前田 190-1 大山町所子字下前田 200 大山町末長字五反田 363-1	田 1,431.00 田 1,560.00 田 1,381.00  3 件 計 4,372.00	使用貸借 水田 使用貸借 水田 使用貸借 水田	1年 11か月 令和04年05月01日 令和06年03月31日	0 0 0	-	-

37	渡邊 潔 (A)	大山町宮内字辻堂 913 大山町宮内字辻堂 914 大山町宮内字辻堂 921 大山町平字分田 881 大山町平字分田 882 大山町平字明内 945 6 件 計 9,596.00	田 田 田 田 田 田 田 田 計	2,185.00 1,689.00 2,540.00 631.00 2,035.00 516.00 計 9,596.00	使用貸借 水田 使用貸借 水田 使用貸借 水田 使用貸借 水田 使用貸借 水田 計	2年 11か月 令和04年05月01日 令和07年03月31日	0 0 0 0 0 0 計	-	-
38	渡邊 潔 (A)	大山町平字西門 925-2 大山町平字分田 887 大山町平字分田 888 3 件 計 4,281.00	田 田 田 計	159.00 2,047.00 2,075.00 計 4,281.00	使用貸借 水田 使用貸借 水田 使用貸借 水田 計	4年 11か月 令和04年05月01日 令和09年03月31日	0 0 0 計	-	-
39	中田 栄治 (A)	大山町前字小林 687 大山町前字中尾 707-1 大山町前字中尾 707-2 3 件 計 4,507.00	田 田 田 計	1,734.00 773.00 2,000.00 計 4,507.00	使用貸借 水田 使用貸借 水田 使用貸借 水田 計	5年 0か月 令和04年05月01日 令和09年04月30日	0 0 0 計	-	-
40	株式会社 地輝 (A,B,C)	大山町高橋字和田 1631 1 件 計 2,743.00	田 計	2,743.00 計 2,743.00	使用貸借 水田 計	3年 0か月 令和04年05月01日 令和07年04月30日	0 計	-	-

41	谷永 英樹	大山町加茂字ヨゴロ 3059-1	畑	28,217.00	賃借権 普通畑	1年 8か月 令和04年05月01日 令和05年12月31日	3,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	—
		大山町加茂字ヨゴロ 3059-3	畑	5,862.00	賃借権 普通畑		3,000		
		大山町加茂字ヨゴロ 3059-7	畑	79.00	賃借権 普通畑		3,000		
		大山町加茂字ヨゴロ 3059-8	畑	26.00	賃借権 普通畑		3,000		
		大山町加茂字ヨゴロ 3067-1c	畑	37,702.00 (内 7,477.00)	賃借権 普通畑		3,000		
		大山町加茂字ヨゴロ 3120-1b	畑	32,463.00 (内 11,839.00)	賃借権 普通畑		3,000		
		大山町松河原字松尾ノ峯 1454-6-b	畑	173,161.00 (内 38,372.00)	賃借権 普通畑		3,000		
		7 件 計 277,510.00 (内 91,872.00)							
42	農事組合法人 豊山会 (A,B,C)	大山町豊房字荒神ノ前 1626-1	田	861.00	使用貸借 水田	4年 9か月 令和04年05月01日 令和09年01月31日	0	—	—
		大山町豊房字地主田 3775	田	2,474.00	使用貸借 水田		0		
		2 件 計 3,335.00							

1. 添付書類等の省略について、該当する場合は以下の区分を記載。

- A 現に機構から配分を受けている農地をふたたび同じ経営体に配分する場合。
- B 既に機構から配分を受けている法人経営体でその経営体の定款等に変更がない場合。
- C 農業委員会が認める農地所有適格法人の場合。

2. 添付書類の「農用地利用配分計画により賃借権等を受ける者の農業経営の状況等」で省略に該当する項目には斜線を引く。

共通事項は別紙のとおり

## 2 共通事項

この農用地利用配分計画の定めるところにより設定又は移転を受ける権利は、各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 賃借権の設定等の条件

各筆明細に定める公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構（以下「甲」という。）による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転（以下「賃借権の設定等」という。）は、賃借権の設定等を受ける者（以下「乙」という。）が当該賃借権の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）（以下「法」という。）第21条第1項の規定による報告をしないとき。

### (2) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

### (3) 借賃の改訂

この農用地利用配分計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改訂する。

### (4) 転貸又は譲渡

乙は、本計画により権利の設定もしくは移転を受けた土地について転貸し、又は設定若しくは移転を受けた権利を譲渡してはならない。

### (5) 遅延損害金

ア 乙は、各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、甲に対し、支払期日の翌日から支払日までを計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、鳥取県延滞金徴収条例（昭和27年鳥取県条例第45号）第3条の規定に準じて計算して得た額とする。

### (6) 修繕及び改良

ア 乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において土地所有者が当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で甲及び土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲と協議のうえ土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲及び土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、甲、乙が別途定めるところによるほかは、民法、土地改良法等の法令に従う。

### (7) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、甲、乙が別途定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。

### (8) 賃借権又は使用貸借権の消滅

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用配分計画の定めるところにより設定又は移転された賃借権又は使用貸借権は消滅する。

### (9) 目的物の返還

賃借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

### (10) 賃借権又は使用貸借権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用配分計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び鳥取県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

### (11) 権利取得者の責務

ア 乙は、この農用地利用配分計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 乙は、法第21条第1項の規定により、毎年、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況について、甲に報告しなければならない。

### (12) 機構関連事業について

甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

### (13) その他

この農用地利用配分計画に定めのない事項及び農用地利用配分計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び鳥取県が協議して定める。